

第4章 グリーン経営推進チェック項目

本章では、皆様が環境マネジメントシステムを進める際に取り組んでいただきたい、環境保全のための具体的な取組項目となる「チェック項目」を示しています。

チェックリストの大項目ごとに、項目全体の取組のポイントを示し、小項目ごとにチェック項目を取り上げて、チェック項目の解説をまとめています。

(注意)

- 四角で囲んだ網掛け（グレー）部分がチェック項目です。
- チェック項目の末尾に「認証項目」と表記してある項目は、グリーン経営認証を取得するときには必須の取組となる項目です。詳細は、第7章を参照してください。
※チェック項目を全て網羅している第4章では、認証取得に必要な項目を「認証項目」としていますが、グリーン経営認証制度を説明している第5章、第6章、第7章では「認証基準」と読み替えています。

<チェックリスト大項目>

1. 環境保全のための仕組み・体制の整備
2. エコドライブの実施
3. 低公害車の導入
4. 自動車の点検・整備
5. 廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進
6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進

<任意に設定する項目例>

- A. バスの利用促進
- B. 社会とのコミュニケーション

1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

取組のポイント

グリーン経営の取組を実施するためには、組織（会社、事業所等）が環境マネジメントシステムをどのような方向性で取り組むかを「環境方針」として明確にし、従業員などの組織の内部、利害関係者など組織の外部に示すことが重要です。加えて、環境方針に基づき組織を運営するための環境行動計画の作成や取り組む組織の推進体制と責任や権限等を決めておくこと、さらには実際に取組を行う従業員に対する環境教育も欠かせません。

そのため、ここでは【環境方針】、【環境行動計画の作成・見直し】、【推進体制】、【従業員に対する環境教育】を取組項目としました。

1-1 【環境方針】

- 会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている。〔レベル1〕 **認証項目**
- 環境方針には法規制の遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている。〔レベル2〕
- 環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善を行っている。〔レベル3〕

<チェック項目の解説>

環境方針は、組織の環境保全に対する取組の方針が明示されていれば、その内容はどのようなものでもかまいません。一般的には、まず環境に関わる法規制を守ることを明確にした上で、組織の体制に合った取組を盛り込みます。

また、環境保全の取組については、法規制の遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めたり、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直しや改善を行ったりしていくことが望まれます。

1-2 【環境行動計画の作成・見直し】

- 現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組の改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へ向けた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している。〔レベル1〕 **認証項目**
- 事業活動における環境保全に係る情報を環境活動報告書を用いて社会に公表している。〔レベル2〕

<チェック項目の解説>

第2章の図「グリーン経営の推進の流れ」にあるとおり、行動計画の策定（Plan）は、グリーン経営の進め方の基本となる取組です。

環境方針に基づき具体的な取組を進めていくためには、年間の環境行動計画の作成・見直しが重要です。環境行動計画はどのような書式でもかまいませんが、以下のような構成に基づいて作成し、毎年見直しを行うことが必要です。

① 環境保全活動への取組に関する現状把握と課題

「グリーン経営推進チェックリスト」を用いて環境保全活動への取組のチェックを

行います。現時点での環境への取組状況を把握することにより、今後実施していく具体的な取組（課題に対する取組改善策）を明らかにすることを目的としています。

② 目標の設定

把握した取り組む必要がある課題に対して目標を設定します。

③ 目標を達成するための具体的な取組内容

設定した目標を達成するための具体的な取組内容を定め、行動計画を作成し（見直し）ます。

これらの組織の環境保全に係る情報は、環境活動報告書にまとめたりホームページに公開したりすることで、広く社会に公表することが望まれます。

1-3 【推進体制】

- 環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている。〔レベル1〕 **認証項目**
- 管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている。〔レベル2〕
- 取組の結果を見ながら、管理責任者（あるいは組織）の役割、責任、権限の見直しを行っている。〔レベル3〕

<チェック項目の解説>

環境マネジメントシステムへの取組を全社的に展開するには、環境保全のための管理責任者や必要な場合には推進するための組織を整えることが必要です。

加えて、環境保全への取組を効果的に進めるためには、誰がどのような役割を担い、どのような責任や権限をもっているかを明確にし、従業員に周知していくことが望まれます。

また、一度定められた責任者あるいは組織の役割、責任、権限についても、環境保全の取組の結果を踏まえて見直し、それぞれの組織の実態にあった推進体制に整えていくことが望まれます。

1-4 【従業員に対する環境教育】

- 環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している。〔レベル1〕 **認証項目**
- 環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている。〔レベル2〕
- 環境保全活動に関する標語や提言を従業員から広く募集し、その内容を自社の環境保全活動に活用、反映させている。〔レベル3〕

<チェック項目の解説>

環境への取組を行っていくには、一人ひとりの従業員が環境問題に対する関心や環境に関する知識を持つことが重要です。したがって、取組の前提ともなる環境保全の重要性や環境に関わる法規制、行政指導の内容等について、ドライバーも含めた従業員へ日頃から伝達しておくことが必要です。従業員の環境意識を向上させるには、グリーン経営の必要性、組織の環境方針の内容や方針を実現していくための具体的な取組、地球環境問題等の一般的な情報等についても、定期的に伝達すると良いでしょう。

また、環境保全活動に関する標語や提言を従業員から広く募集し、組織の環境保全に活用するなど、従業員の声を反映させるための仕組みを活用するのも効果的です。

2. エコドライブの実施

取組のポイント

「エコドライブ」とは、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど効率的な走行によって、走行中の燃料消費量を抑える経済的な運転方法であり、CO₂の削減による地球温暖化防止、NO_xなどの大気汚染物質の排出量削減などの環境改善効果だけでなく、燃料費の削減、事故防止という面でも効果がある重要な取組です。

エコドライブによって燃費の改善や環境負荷の低減を図るためには、目標の設定や責任者の明確化、ドライバーへの教育・指導に加え、関係者への周知、推進するための手段等の整備が必要になります。

そこで、ここでは【燃費に関する定量的な目標の設定等】、【エコドライブのための実施体制】、【アイドリングストップの励行】、【推進手段等の整備】を取組項目としました。

2-1 【燃費に関する定量的な目標の設定等】

- 走行距離および燃料の使用状況について、会社として把握している。〔レベル1〕
認証項目 ※表1
- エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している。
〔レベル2〕 **認証項目 ※表2**
- 燃費に関する定量的な目標を達成するため、エコドライブを効果的に進めるための計画を策定している。〔レベル2〕
- 会社として、エコドライブの取組状況や取組結果（燃費）に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている。〔レベル3〕

※表1、表2の記入方法は第6章の記入例（P54～56）を参照してください。

<チェック項目の解説>

エコドライブを進めるためには、まず車両別に走行距離および燃料の使用状況を把握することが必要です。車両の走行距離や燃料の使用状況は、運転日報の情報や、給油時の伝票、帳票類などをもとに把握し、最低1ヶ月以上の平均燃費を算出します。また、燃費を効果的に活用するためには、車両別だけでなく、車種別、年式別、同一車両に乗務するグループ別、ドライバー別などのように様々な集計方法を検討してみましょう。

走行距離および燃料の使用状況を把握したら、算出した燃費情報をもとにして燃費向上の定量的な目標を設定することが必要です。

設定した目標を達成するためには、エコドライブを効果的に進めるための計画を策定すると良いでしょう。

加えて、組織全体として取組状況が継続的に改善するように、取組の見直しを行う仕組みを設けておくことが望まれます。

●＜参考＞ 燃費の把握と目標設定

① 燃費を把握するための方法について

月間平均燃費を把握するとき、月末の給油のタイミングにより集計方法が安定しない場合があります。そのような場合には、次の方法を試してみると良いでしょう。

- ・給油時ごとの燃費
- ・月間平均燃費

この際、ドライバー自身が燃費を算出すると効果的です。給油ごとに自分の燃費が何 km/ℓ だったのかを把握することで、燃費への意識を高めることができます。

② 目標設定のワンポイント

最低1ヶ月以上の燃費実績をもとにして定量的な目標を設定しますが、夏季のエアコンの使用、冬季のスノータイヤの使用などにより燃費が変動する可能性があるため、できれば1年間の平均燃費をもとにして目標設定することが望まれます。

また、組織として CO₂ 排出量の目標を設定する場合は、ドライバーや車両ごとの燃費や燃料使用量を踏まえて組織全体の改善を検討すると良いでしょう。

なお、設定した目標をドライバーに示す際、○%向上という割合で示すより、目標燃費○km/ℓ という具体的数値の方が意識付けに有効な場合もあります。

2-2【エコドライブのための実施体制】

- エコドライブを推進するための責任者を定めている。〔レベル1〕 **認証項目**
- ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている。〔レベル1〕 **認証項目** ※表3
- エコドライブ講習会や社内の実技講習会に、2割以上のドライバーが参加している。〔レベル2〕
- 燃費管理の結果をもとに、ドライバー別あるいはグループ別に燃費が向上するよう指導を行っている。〔レベル3〕
- 燃費管理の結果をもとに、燃費の優れたドライバーやグループの表彰等を行っている。〔レベル3〕

※表3の記入方法は第6章の記入例（P57）を参照してください。

＜チェック項目の解説＞

エコドライブについての推進責任者を定める場合、ドライバーと日頃から接している運行管理者等を選任すると良いでしょう。

エコドライブについては、ドライバーの日常的な実施を促すための基礎的な知識について教育や指導が必要です。

加えて、効果的な取組が継続するように、エコドライブや実技の講習会にドライバーを参加させたり、ドライバー別あるいはグループ別の燃費管理の結果をもとに、指導を行ったりすると良いでしょう。特に、燃費の悪いドライバーやグループがある場合は、原因を調査し適切な指導等を行うことが望まれます。

一方で、燃費の優れたドライバーやグループには、表彰等を行うことで従業員のエコドライブに対する取組意欲が向上するという効果が期待できます。

2-3 【アイドリングストップの励行】

- アイドリングストップの励行を重点的に取り組むよう周知している。〔レベル1〕
認証項目
- 環境保全への取組について、車内やバス停等にステッカーやポスターを掲示したり車内放送を行う等により、利用者に対して理解を求めている。〔レベル1〕 **認証項目**
- アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定めている。〔レベル2〕 **認証項目**
- アイドリングストップに関する取組結果のデータを整理し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている。〔レベル3〕

<チェック項目の解説>

アイドリングストップはエコドライブの取組のひとつですが、エコドライブの中でも特に重要な取組であり、多くの自治体がアイドリングストップの遵守を条例で義務付けています。

アイドリングストップの重要性を認識したうえで、従業員に対してエコドライブに関する情報提供・教育の実施などを進めていくことが必要です。従業員の理解や意識を高めることと同様に、バスの利用者に対して理解を求めることも重要です。アイドリングストップの実施により、冷暖房など利用者に不便をかけることも想定されますので、理解を求める内容をステッカーやポスターなどにして、車内やバス停留所で掲示したり、車内放送を活用したりすることにより、組織としての取組内容や取組姿勢を伝えることが必要です。

また、アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定め、ドライバーに周知し実施していくことも必要です。

アイドリングストップに関する取組状況は、運行記録計や運転日報、または現場巡回等によって把握することが望まれます。把握した取組結果のデータは、適切に整理・解析して取組状況が改善するような見直しを行うと良いでしょう。

2-4 【推進手段等の整備】

- エコドライブへの取組の重要性や取組姿勢を示す表示を運転席まわりに掲示し、ドライバーへの指導を行っている。〔レベル1〕 **認証項目**
- エコドライブの具体的な取組内容について手引きを作成し、エコドライブの教育・指導に役立てている。〔レベル2〕
- エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している。〔レベル2〕 **※表4**
- エコドライブを推進するための装置を導入した結果を確認し、エコドライブの実施に役立てている。〔レベル3〕

※表4の記入方法は第6章の記入例（P57）を参照してください。

<チェック項目の解説>

エコドライブを推進するためにはドライバーの努力は欠かせません。そのためには、エコドライブの重要性や取組姿勢について運転席の周囲などドライバーによく見える所へ掲示し周知する必要があります。また、運転日報や運転者手帳などへの記載によって指導を行っている場合も同様に推進手段の整備に該当すると考えられます。

また、エコドライブに関する手引きを作成し、あるいはエコドライブのための教材として各種団体・自動車ディーラーなどが作成のエコドライブ解説資料やエコモ財団発行の「ト

ラック・バスのエコドライブテキスト」などの教材を用いて、具体的な取組方法や効果についてドライバーの理解を深めることが望まれます。

ドライバーへの教育や指導は、エコドライブを進めるためにたいへん重要な活動ですが、組織としてエコドライブが容易になるような装置等を整備することも大切です。エコドライブを推進する装置の導入については、計画的な導入や、導入した効果を確認し、エコドライブの実施に役立てることが望まれます。

(参考) 貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正 (施行：令和6年4月1日)

貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を制度化するために、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等が行われました。

・新制度の概要

- (1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
- (2) 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け
- (3) アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け
- (4) デジタル式運行記録計の使用の義務付け
- (5) 安全取組の公表内容の拡充

3. 低公害車の導入

取組のポイント

自動車の走行により排出される NO_x、PM 等の大気汚染物質や CO₂等の温室効果ガスの排出を削減するためには、電池・電気系の自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などの低公害車の導入が効果的です。

ディーゼル車の場合は、近年排出ガス性能が大幅に改善されていますので、できるだけ最新の規制適合ディーゼル車への代替を計画的に進めることが重要です。

また、保有車両の排出ガス規制区分を把握し、NO_x・PM 法や関係する各自治体のディーゼル車規制などへの適正な対応も必要です。

そこで、ここでは【低公害車等：導入目標の設定と取組】、【最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組】、【地域で定める低公害車等に関する制度への取組】を取組項目としました。

3-1 【低公害車等：導入目標の設定と取組】

- 低公害車等を導入している。〔レベル1〕**認証項目**
- 低公害車等の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる。〔レベル2〕**認証項目** ※表5
- 導入計画に基づいて、低公害車等の導入目標を達成している。〔レベル3〕**※表6**

※表5、表6の記入方法は、第6章の記入例（P58～59）を参照してください。

<チェック項目の解説>

ここでは「低公害車等」として、下記に記載の範囲の車両を対象とします。

これら低公害車の中には運用が難しい車両もあるかもしれませんが、事業の実態に合った低公害車の導入計画を策定し、目標達成に向けて取り組んでいくことが大切です。車両導入計画は、設備費用など経営に与える影響も大きいいため、1年程度の短期的な計画ではなく、3～5年程度の中長期的な計画を立てると良いでしょう。

また、計画した目標については定期的な達成状況の確認や、必要な場合には見直し、低公害車の導入目標の達成を目指しましょう。

●低公害車等とは

グリーン経営では、以下のような国が定める低公害車およびそれ以外の大気汚染公害等を減少させるための対策を採った車両を「低公害車等」と称します。

- ① 「低公害車開発普及アクションプラン」（経済産業省、国土交通省、環境省）及び「低公害車ガイドブック」（環境省・経済産業省・国土交通省）における低公害車
 - ・天然ガス自動車
 - ・電気自動車
 - ・ハイブリッド自動車
 - ・メタノール自動車

- ・燃料電池車（水素自動車）
- ・低燃費かつ低排出ガス認定車（※）

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トッパー基準）早期達成車で、かつ、「低排出ガス認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車。燃費と低排出ガス双方の基準を満たしていなければなりません。なお、ディーゼル車で低燃費かつ低排出ガス認定車の型式はチェックリストの表7の車両型式の識別記号欄を参照してください。

②低排出ガス認定車

国（国土交通省）の低排出ガス認定車、および九都県市指定低公害車や近畿八府県市指定低排出ガス車等の地方自治体で定める低公害車（低排出ガス車）です。

③アイドリングストップ装置付バス

④DPF等排出ガス減少装置装着バス

（公社）日本バス協会では、「低公害車開発普及アクションプラン」（経済産業省、国土交通省、環境省）における低公害車に加えて、アイドリングストップ装置付バスとDPF等の排出ガス減少装置を装着しているバスも、低公害バスと位置づけています。アイドリングストップ装置やDPF等を後付けした車両も対象となります。

3-2【最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組】

- 保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している。
〔レベル1〕 **認証項目** ※表7
- （営業所が NOx・PM 法対策地域内にある事業者のみ）NOx・PM 法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している。〔レベル1〕 **認証項目** ※表7
- 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる。〔レベル2〕 **認証項目** ※表7
- 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している。〔レベル3〕
※表8

※表7、表8の記入方法は、第6章の記入例（P60～62）を参照してください。

<チェック項目の解説>

最新規制適合ディーゼル車とは、平成17年規制以降の国の定める排出ガスの最新規制値をクリアする、より低公害な車両を言います。近年ディーゼル車の排出ガス性能は大幅に改善されていますので、ディーゼル車を使用する場合には、最新規制適合車への切替や導入が望まれます。そのためには、保有する車両の排出ガス規制区分を把握した上で、中長期的（3年から5年程度）な代替え計画をたてて進める必要があります。

特に、自動車 NOx・PM 法の対象地域では、法に定める排出基準に適合しない車両は、地域内を使用の本拠として車両の登録を行うことができません。対象地域の事業者にあっては、保有する車両の排出ガス性能、NOx・PM 法への対応を把握した上で、代替え等の計画を進める必要があります。

また、計画した目標については定期的な達成状況の確認や、必要な場合には見直し、最新規制適合ディーゼル車の導入目標の達成を目指しましょう。

なお、ディーゼル車を継続して使用する必要がない場合は、電池・電気系の自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車への切り替えが望ましいです。

●自動車 NOx・PM 法における車種規制

車種規制とは、自動車 NOx・PM 法の対策地域（東京都とその周辺地域、大阪府とその周辺地域、名古屋市とその周辺地域で、政令で指定された地域）内に使用の本拠をおいた車両について、ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車を問わずトラック、バス等に関して特別の排出基準（窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準）を定め、これに適合する NOx・PM の排出量がより少ない車を使うことが必要となる規制です。

（新長期規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号については、グリーン経営のホームページ、「新規に取得したい方」→「取組み事例・教育資料」を参照してください。）

該当する場合には、車検証の備考欄に NOx・PM 規制情報（適否情報、処理装置付情報、特定/対策地域情報）や低排出ガス車情報などが記載され、これらの全ての情報は IC タグに格納され、IC カードリーダーやスマートフォンで参照することができますので、現在保有しているディーゼル車の規制情報を把握し、買替え時期等を計画しておくとい良いでしょう。

車検証の NOx・PM 法に関する規制情報（備考欄や IC タグ）

自動車検査証 令和 年 〇月 〇日

自動車登録番号又は車両番号 〇〇〇	初度登録年月 令和 年 〇月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
車名 〇△□◇	車体の形状					
車台番号 1-〇△□◇▽〇	燃料の種類		総排気量又は定格出力			
型式 DE	原動機の型式		前駆軸重	前駆軸重	後駆軸重	後駆軸重
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両重量	長さ	幅	高さ
使用者の氏名又は名称 〇〇〇 〇〇						

備考
この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

国土交通省

3-3 【地域で定める低公害車等に関する制度への取組】

- ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合は、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している。〔レベル2〕 **認証項目 ※表9**

※表9の記入方法は、第6章の記入例（P63）を参照してください。

＜チェック項目の解説＞

東京都など1都3県（埼玉、千葉、神奈川）では、条例で定める粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は区域内での運行が禁止されています。

また、兵庫県及び富山県では NOx・PM 法で定める排出基準を満たさないディーゼル車等の運行を条例で規制しています。

これらのディーゼル車運行規制の地域を運行する車両がある場合には、規制内容を理解し、「適合車両はどれか」「適合していない車両はどれか」などを把握して適正に対応しなければなりません。

（NOx・PM 法と地域で定める低公害車等に関する制度の内容については、グリーン経営のホームページ「新規に取得したい方」→「取組み事例・教育資料」を参照してください。）

4. 自動車の点検・整備

取組のポイント

自動車走行に伴う CO₂ や大気汚染物質の排出を適正な状況に保つためには、法に定められた点検・整備を実施することが不可欠ですが、それに加えて、車両の使用状況等を見ながら適切な点検・整備を進めることが必要です。

そのためには、ドライバーへの教育や情報の提供、点検・整備結果の把握などの体制を整えます。

また、環境に影響のある車両状態が発生していないかを日常から把握することも環境に配慮した点検・整備として必要です。

さらに、車両の特性、使用状況を鑑みて、組織として独自の点検・整備基準（走行距離、点検期間など）を設けて点検・整備を進めることが重要です。

そこで、ここでは【点検・整備のための実施体制】、【車両の状態に基づく適切な点検・整備】、【法定点検に加えて環境に配慮した独自の基準による点検・整備の実施】を取組項目としました。

4-1 【点検・整備のための実施体制】

- 点検・整備について、ドライバーを対象に教育を行い、情報の提供を行っている。

〔レベル1〕 **認証項目**

- 整備員に対して、環境保全への観点からの点検・整備に関する事項について、5 項目以上の教育・指導を行っている。〔レベル1〕 **認証項目** ※表 10

<チェック項目の解説>

適切な時期に、適切な個所の点検・整備を行うためにはドライバーの協力が必要です。このため、ドライバーに対して点検・整備に関する教育や情報提供を行うことで、日ごろの乗務のなかでの異常の見分け方など車両故障や車両故障に起因する事故を未然に防止することが欠かせません。

また、整備員についても、外部に委託している場合も含めて、環境保全における点検・整備の重要性や環境保全の観点から、点検整備にあたって特に留意すべき箇所や点検事項などについて教育・指導が必要です。

4-2【車両の状態に基づく適切な点検・整備】

車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施している。

- LPG車の排ガスの臭いが強くなってきた時、ディーゼル車の排ガスの汚れがひどくなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している。〔レベル1〕**認証項目**
- 燃費が悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している。〔レベル1〕**認証項目**
- エアコンの効きが悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している。〔レベル1〕**認証項目**
- 車両に異常音が発生した時には、直ちに点検・整備を実施している。〔レベル1〕**認証項目**

<チェック項目の解説>

点検・整備を効果的に行うためには、日常から車両の状態を把握し、その状況に応じた点検・整備を実施することが必要です。

点検・整備を実施するにあたって、「環境に影響のある現象」は、代表的なものとして以下の現象が考えられます。

・排気ガスの汚れの悪化

LPG車の排気ガスの臭いが強くなったり、ディーゼル車の排気ガスの汚れがひどくなる原因は燃料の異常な燃焼にあり、LPG車では大気汚染物質であるCOやHCの増加が、ディーゼル車では黒煙の増加が問題となります。（電気自動車など排気ガスが発生しない車両の場合は、伝えるべき現象から外してください。）

・燃費の悪化

燃費悪化の原因は原動機や走行装置等が考えられ、燃料消費量やCO₂排出量の増加が問題となります。

・エアコンが効きにくくなる

エアコンが効きにくくなる原因のひとつに、冷媒のガス漏れが考えられ、冷媒による汚染と非効率運用による燃費の悪化が問題となります。

・車両の異常音発生

排気音やエンジン音、走行音など車両の走行に伴う騒音も環境問題のひとつです。加えて、駆動装置からの異常音は原動機のエネルギーロスや動力伝達部の不良による燃費の低下につながる可能性もあります。

このような異常な状況になっていないかどうか、確認する方法を定め、定期的に確認することが必要になります。

4-3【法定点検に加えて環境に配慮した独自の基準による点検・整備の実施】

4-3-1（自主的な点検・整備の実施）

- 法定点検に加えて、1ヶ月点検等を自主的に行っている。〔レベル2〕
- 点検・整備記録や事故・故障記録のデータをもとに、独自の点検・整備基準の作成を行っている。〔レベル3〕

4-3-2（エアフィルタ関連）

- エアフィルタの清掃・交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕 **認証項目**

4-3-3（エンジンオイル関連）

エンジンオイルやエンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している。

- エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕 **認証項目**
- エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕 **認証項目**

4-3-4（燃料噴射系関連）

- 燃料噴射系のオーバーホールや交換にあたっては、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕

4-3-5（排出ガス減少装置関連）

- （〔後付か否かにかかわらず〕排出ガス減少装置を装着している場合のみ）
排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒等）については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している。〔レベル1〕 **認証項目**
- （〔後付か否かにかかわらず〕排出ガス減少装置を装着している場合のみ）
排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒等）が装着されている車両の黒煙測定は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕

4-3-6（その他）

下記の箇所に対しては、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。

- タイヤの空気圧の点検・調整は、独自の点検期間を設定し、空気圧の測定をもとに実施している。〔レベル2〕 **認証項目**
- エアコンフィルタの点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕 **認証項目**
- エア漏れ（高圧空気の漏れ）の点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕 **認証項目**
- トランスミッションオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕
- トランスミッションオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕
- デファレンシャルオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕
- デファレンシャルオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕
- 上記の他に点検・整備について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕

<チェック項目の解説>

点検・整備に関する取組としては、法定点検の実施に加えて、自動車メーカーなどからの点検・整備に関する情報や厳しい使われ方（シビアコンディション）などの車両の使用状況、日常点検の結果等を考慮して、組織として独自の点検・整備基準（走行距離、使用期間等についての基準）を設定し、自主的に点検・整備を実施することが望まれます。

ここでは、環境に配慮した点検・整備の項目として、エアフィルタの清掃及び交換、エンジンオイルの交換、エンジンオイルフィルタの交換、燃料噴射系のオーバーホールや交換、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒、DPD、尿素SCR等の排ガス後処理装置）などの適切なメンテナンスの実施、タイヤの空気圧の点検・調整、エアコンフィルタの点検、エア漏れ（高圧空気の漏れ）の点検、トランスミッションオイルやデファレンシャルオイルの点検・交換が求められています。

① エアフィルタ、エンジンオイル関連

エアフィルタは目詰りを起こすと不完全燃焼の原因となり、燃費の悪化、排出ガスの汚れなどにつながります。適切なエンジンオイルやエンジンオイルフィルタの交換は、燃費や排出ガス等の悪化の防止になります。

② 燃料噴射系関連

燃料噴射系の不調は燃焼に大きな影響があるため、オーバーホールや交換のタイミングはたいへん重要です。ただし、近年の燃料噴射の仕組みは、各種のセンサー情報をコンピュータが解析して噴射をコントロールするなど複雑化していますので、基準を設定する際はメーカーに相談するなど慎重に設定するようにしてください。

③ 排出ガス減少装置関連

排出ガス減少装置は、メーカーの指定に従ったメンテナンスを実施してください。

NO_x や PM の排出を低減させる排出ガス減少（浄化）装置は、メーカーが指定したメンテナンスが実施されていないと装置内のフィルタが目詰まりするなどにより、排出ガスが悪化する場合があります。

④ タイヤの空気圧の点検・調整

タイヤについては、例えば 10 トン車（トラック）の場合、適正空気圧から 100 kPa 低下すると燃費は約 1.4 %悪化する（※）といわれています。空気圧の点検は空気圧計など正確な数値が確認できる測定器を用いた点検、調整が必要です。

※出典：(株)ブリヂストン、10ton 車、2-D-4 速度 70km/h 荷重 100%積載 タイヤ 10.00R20 14PR

⑤ エアコンフィルタの点検

エアコンフィルタが目詰まりすると、エアコンが効きにくくなるとともに、燃費悪化につながります。

⑥ エア漏れ（高圧空気の漏れ）の点検

高圧空気漏れがあった場合、コンプレッサーを駆動しているエンジンに負荷が掛かるため燃費が悪化してしまいます。他にもシフトチェンジ、オートグリスの充填、ドアの開閉、車高のコントロール、そしてブレーキなどエア圧で動作している装置が正常に動作しなくなり非常に危険です。

- ⑦ トランスミッションオイルやデファレンシャルオイルの点検・交換
エンジンやモーターから発生した動力を伝える装置に使用されるオイルについても、駆動力の損失を低減させるため、適切な点検と交換が必要になります。
- ⑧ 独自の基準の設定について
これらの環境に配慮した点検・整備について、車両の使用状況等を考慮して、独自の基準を設定し実施する必要があります。交換等を実施する基準は、自動車メーカー等が公表している車両の取扱説明書やメンテナンスノートなどに記載された点検・整備の情報、貸切バス予防整備ガイドライン（H29 年国土交通省自動車局）等をもとに、車両の使用状況が標準的な使われ方なのか、シビアコンディションなのか等を考慮して設定することが必要です。

また、一度設定した点検・整備基準でも使用状況が変化する可能性もありますので、定期的に内容を見直すことが重要です。

シビアコンディションの例

- ・ 雪道、未舗装路などの悪路での走行が多い
- ・ 走行距離が非常に長い
- ・ 短距離を繰り返す走行が多い
- ・ 超低速走行やアイドリング状態が多い

5. 廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進

取組のポイント

事業活動に伴って発生する廃棄物は、二次的な公害の防止や循環型社会形成のためのリサイクル（再生利用＝再資源化）の推進という観点から、廃棄物の処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託するなど適正に処理されなければなりません。同時に、自らの組織においても、発生を抑制（発生量削減）し、再使用（繰り返し利用）できる資材を確実に回収・再利用し、再生可能な資源が捨てられたりすることがないように管理をすることが重要です。

特に産業廃棄物に指定されているものは、不法投棄されることがないように最終処分まで廃棄物を出した事業者が責任を負います。自動車の整備に伴って生じる廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理に際しても、不法投棄や再生可能な資源が捨てられることがないようにする必要があります。

これらの活動を実践するためには、取組を行う従業員に対する教育も欠かすことはできません。

そこで、ここでは【従業員に対する廃棄物に関する教育】、【廃棄物の適正な管理】を取組項目としました。

5-1 【従業員に対する廃棄物に関する教育】

- 廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について従業員に対して指導を行っている。〔レベル1〕

認証項目

<チェック項目の解説>

廃棄物に関わる環境保全を進めていくためには、従業員一人ひとりの廃棄物問題に関する理解と取組への協力が必要です。そのためには廃棄物に関して、発生抑制、再使用、リサイクル、及び適正処理に関する教育や指導を日頃から継続して行うことが必要です。

5-2 【廃棄物の適正な管理】

廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。

- 廃油の処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル1〕 認証項目
- 廃タイヤの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル1〕 認証項目
- 廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル1〕 認証項目

<チェック項目の解説>

ここでは、整備に伴って生じる廃油、廃タイヤ、廃バッテリーを対象にしており、これらが不法投棄されることがないように、処理やリサイクルを法令や商習慣に従って適切に実施している業者に委託していることが必要となります。

① 廃車について

廃棄物のうち廃車に関する事項はバス事業ではトラック事業と異なりチェック項目の対象外としてはいますが、廃車に際して事業者は、使用済み自動車を自動車リサイクル法（使用済み自動車の再資源化等に関する法律）に従い、新車・中古車販売店、整備業者、解体業者等の登録引取業者に引き渡し、車体やエアコンのフロン類、エアバック（火薬）及びシュレッダーダスト（破碎くず）等が適正に回収・処理されるようにしなければなりません。なお、エアコンのフロン類については、地球温暖化やオゾン層の破壊など環境への影響が大きいことから自動車リサイクル法とは別にフロン排出抑制法により、エアコン機器の廃棄時におけるフロン回収破壊専門業者による適正な回収及び破壊処理（無害化）の実施が義務づけられています。

② 廃油、廃タイヤ、廃バッテリーについて

点検・整備に伴って生じる廃油、廃タイヤ、廃バッテリーなどについては、整備業者や販売業者などに交換や無償の引き取りを依頼している場合は問題ありませんが、自社で交換し使用済み品を排出事業者として廃棄する場合は、産業廃棄物に該当するため、架装物などと同様にマニフェスト発行など適正な管理を行う必要があります。

なお、産業廃棄物の処理委託においては、廃棄物の不法投棄を防ぐため排出事業者は処理委託の際にマニフェストを発行すると共に、収集運搬から最終処分まで完了すると排出事業者に戻送されてくるマニフェストの複写式確認票や情報処理センターで管理する電子マニフェストにより排出した廃棄物が法的に適正に処理されたことを確認することが重要です。

なお、自動車に限らず廃棄物処理全般において、マニフェスト制度や毎年のように行われる法改正等にみられるように、法規制は年々厳しくなり、また排出者責任を強化する流れになっていますので、排出事業者は今後の法規制の改正動向に留意していくことが重要です。

6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進

取組のポイント

管理部門（事務所）における環境保全への主要な取組としては、グリーン購入や電気・紙等の節約、分別によるごみの発生抑制等があります。こうした取組は、事業者が明確な方針を示すことによって容易に取組が可能であり、既に多くの企業が取り組んでいます。

そこで、ここでは【管理部門（事務所）における環境保全】を取組項目としました。

6-1 【管理部門（事務所）における環境保全】

事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している。

- エコマーク製品等を優先的に購入する。〔レベル1〕**認証項目**
- 不必要な照明の消灯を徹底する。〔レベル1〕**認証項目**
- 空調機器を適正温度に設定する。〔レベル1〕**認証項目**
- コピー用紙等の紙使用量の削減に努める。〔レベル1〕**認証項目**
- 分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める。〔レベル1〕**認証項目**
- 使い捨て製品の購入を控える。〔レベル1〕**認証項目**
- 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している。〔レベル2〕
- 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組状況を目標に照らして評価し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている。〔レベル3〕

<チェック項目の解説>

事務所での環境保全として、上記の認証項目に取り組むことを従業員に周知していることが必要です。

加えて、事務所での環境保全を進めるために、事務所内でのエネルギー使用量と廃棄物の排出量を把握し、削減の目標を設定して取り組むことが求められます。

また、これらの取組状況を上記で設定した目標に照らして評価することで、取組状況が改善するような取組の見直しを行なうことが大切です。

●<参考>グリーン購入法とは

製品やサービスを購入する際に			
環境を考慮して	必要性をよく考え	環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び	環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること
法の対象			
義務	努力義務	一般的責務	
国等	地方公共団体等	事業者・国民	

※詳細は、環境省のホームページでご確認ください。

任意に設定する項目例

取組のポイント

事業者の環境保全の取組は、企業の規模、事業所数、業態等により様々な取組が考えられます。これまでの6項目は、全ての事業所で積極的に取り組んでいただきたい項目として示しました。その他の取組については、当面事業所の皆さんが、企業の実態に応じて任意に項目を設定し、取組を進めていただきたいと考えています。

以下のチェック項目は、任意に取り組む項目の例として示したものです。

A. バスの利用促進 ※路線バス事業者のみ

A-1【乗りやすさ、使いやすさを考慮したサービスの提供】

- 乗りやすさ、使いやすさを考慮したサービスを提供することによって、乗車率の向上に努めている。

A-2【効率的な運行ルートの設定】

- 需要動向をもとに乗車率が向上するよう運行ダイヤや運行ルートの見直しを行っている。

<チェック項目の解説>

バス事業者は、公共交通機関の担い手として、利用者に、マイカーなどの利用を控え、日常的にバスを利用してもらえるようにすることが大事です。そのためには、利用者の要望に沿った運行や乗降に便利な定期券や装置の導入等、乗り易さ使い易さを考慮したサービスの提供により乗車率の向上に努めることが望まれます。

【取組の例】

- ・環境定期券の導入
- ・共通バスの導入
- ・深夜バスの導入
- ・非接触型カードの導入
- ・バスロケーションシステムの導入
- ・お買い物バスの導入
- ・高齢者バスの導入
- ・ワンコインバスの導入
- ・WEB時刻表案内サービスの導入
- ・キャッシュレス決済の導入

また、需要動向を踏まえた運行ダイヤや運行ルートの見直しも重要です。

バス事業者は、こうした取組を進めることによって、交通混雑の解消や環境保全に貢献することが可能です。

B. 社会とのコミュニケーション

B-1【社会への取組のアピール】

- 環境保全を目的とした団体や地域活動に参加、協力している（例：事業所周辺のごみ拾いの実施など）。

B-2【住民からの苦情への対応】

- 消費者や地域住民からの苦情・相談を受け付ける窓口を設定している。
- 受け付けた苦情や相談について社内で検討し、必要な項目については対応を行っている。

<チェック項目の解説>

企業が事業活動を進めるうえでは、地域社会と良好な関係を保つことが重要です。

その一つとして社会とのコミュニケーションの確保は外せません。コミュニケーションの第一歩は、企業における環境に関する取組についての情報を、日頃から地域へ公表しておくことです。

また、環境保全を目的とした団体や地域活動に参加、協力していくことも重要です。

地域への情報提供や地域活動への参加の具体的な事例としては、次のような活動があります。

【取組の例】

- ・垂れ幕、横断幕、ステッカー等による取組の周知
- ・自治体、警察、地域団体への取組結果の報告
- ・環境に関する催しへの参加
- ・営業所周辺の清掃

さらに、消費者や地域住民等からの排ガスや騒音等の苦情に対して、素早く対応する体制を整備することも、地域社会と良好な関係を保つうえで必要です。そのためには、対応する窓口を設置することや、その窓口を消費者や地域住民に対して明確にしておく必要があります。

また、窓口を持ち込まれる苦情については速やかに対処することが重要です。

(参考)


SDGs とグリーン経営

グリーン経営は SDGs とたいへん親和性が高いため、グリーン経営を活用することで SDGs の取組を社会へアピールすることができます。カーボンニュートラルを目指す社会情勢において、より一層の環境に配慮した経営が企業の社会的な責任として求められていますので、SDGs も視野に入れた取組としてグリーン経営を進めるとよいでしょう。SDGs とグリーン経営の関係は、グリーン経営のホームページで詳しく解説しています。

「グリーン経営のホームページ」→「グリーン経営とは」→

「グリーン経営のメリットへ」のブロックの中の→「SDGs とグリーン経営について」

SDGs とグリーン経営の関係

SDGs	グリーン経営	SDGs	グリーン経営	SDGs	グリーン経営	SDGs	グリーン経営	SDGs	グリーン経営
1 貧困をなくそう	△	5 ジェンダー平等を実現しよう	—	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	△	13 気候変動に具体的な対策を	◎	17 パートナリシップで目標を達成しよう	△
2 飢餓をゼロに	○	6 安全な水とトイレを世界中に	○	10 人や国の不平等をなくそう	—	14 海の豊かさを守ろう	◎		
3 すべての人に健康と福祉を	◎	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	◎	11 住み続けられるまちづくりを	◎	15 陸の豊かさも守ろう	○		
4 質の高い教育をみんなに	○	8 働きがいも経済成長も	○	12 つくる責任つかう責任	◎	16 平和と公正をすべての人に	—		

◎ 強い関係 ○ 関係がある △ 弱い関係 — あまり関係ない